

【相談内容】

No85.塗装塗替の作業方法について

○主桁及び横桁の塗装塗替作業に伴い、塗膜の成分検査（溶出試験、含有試験）を実施

①溶出試験：塗膜層の処分に関する試験

→ 基準値内（9項目）であったため、安定型処分場への処分とする

②含有試験：ケレン作業の方法に関する試験（検査機関からの聞き取り）

→ 鉛、PCB、全クロムの3項目を検査

・鉛（13000mg/kg）、PCB（0.15mg/kg未満）、全クロム（2500mg/kg）

○検査機関より、鉛が基準値を超えているため、何らかの対策を実施した上でケレン作業をした方が良いと提案があった。

○上記検査のうち含有試験について、検査基準や結果を踏まえた作業方法などを決定（確認）する要領について助言を頂きたい。

【助言内容】

○ [鉛の含有試験の検査基準（鉛の基準値）について]

・相談内容にある「検査機関より、鉛が基準値を超えている」について、鉛の何の基準値を示しているのか不明であるが、鉛を含む塗膜の除去及び素地調整作業については、

「鉛中毒予防規則」の適用を受ける。

・また、鉛中毒予防規則等を補足するものとして、安衛令及び鉛則の「含鉛塗料」とは、鉛防食塗料に関する廃止されたJIS(廃止されたJIS K 5622やJIS K 5623等)による鉛化合物を含有する塗料又は鉛化合物をそれと同程度に含有するものをいうこと。」も発出されている。

（次頁に続く）

【助言内容】 ※前頁の続き

○結果を踏まえた作業方法などを決定（確認）する要領について

- ・鉛を含む塗膜の除去作業は、「労働安全衛生法施行令」や「鉛中毒予防規則」の「含鉛塗料のかき落としの業務」に該当する。
- ・これら法令等では、鉛作業主任者の選任や職務、防護衣や保護具など作業者の安全を確保するための措置などについて規定されている。
- ・また、含鉛塗料のかき落とし業務は、著しく困難な場合を除いて湿式によることや、かき落とした含鉛塗料はすみやかに取り除くことと規定されている。
- ・したがって、事業者はこれら法令等に従って、作業者の安全を確保するための措置を講じなければならない。
- ・さらに、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月）」や「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和4年5月）」には、当該業務の発注者、事業者に対する責務などが記されているため、参考となる。

[参考]

- ・塗膜の塗替（全体的・部分的）については、塗膜の寿命をより長くするために、素地調整程度1種及び重防食塗装系を基本としている。
- ・（国研）土木研究所では、塗装により防食された土木鋼構造物の塗膜を除去するために用いられる塗膜剥離剤、およびこれを用いた塗膜除去工法に対する品質確認方法、施工前の事前調査、施工、検査、安全管理に係る手順や一般的な留意事項について取りまとめた「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版」があるため参考として紹介する（https://thesis.pwri.go.jp/public_detail/100073/）
- ・福岡県では「鋼道路橋塗替え塗装要領（案）」が策定されている。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koudourokyounurikae.html>